

議案第10号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月18日から施行する。ただし、第7条第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の管理の期間の調整)

2 第4条の規定にかかわらず、令和2年度中に第3条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

附 則

この条例は、平成11年4月18日から施行する。ただし、第7条第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。